

三田市認定調査業務の流れ

《依頼の受け取り》
三田市から依頼が郵送される。

【送付内容】

- ・ 依頼書
- ・ 申請書のコピー
- ・ 調査票
- ・ 返信用封筒



提出締め切り
更新申請の場合・・・2週間
変更申請の場合・・・3週間

《調査調整》
申請書に記載されている調査調整連絡先に連絡し、認定調査の日程調整を行う。



ご自身の電話を使用して連絡いただきます。
メールでの連絡は行っていません。

《認定調査実施》
約束した時間に、申請書の調査場所で調査を行う。



自宅から調査に向かいます。
場所は自宅・施設・医療機関等です。
※本人の生活の場で行います。喫茶店などでは行うことはできません。

《調査票記載》
自宅パソコン（または手書き）で調査票を作成。



ワード様式に入力し、調査票原本に差し込み印刷を行います。一部は手書きで作成するものもあります。
ワードが使用できない場合はすべて手書きになります。

《提出》
締め切りまでに、返信用封筒に調査票を入れて市まで提出。



返信用封筒は切手不要です。そのままポストに投函してください。
申請者の体調など特別な理由で締め切りまでに提出ができない場合は市までご連絡ください。

《確認》
市調査員から調査内容の確認の電話がはいるため、内容について回答。
※提出後と審査会前の2回連絡が入る場合があります。



確認事項がない場合は連絡はありません。
後日確認になるため、調査で記載したメモなどは提出から2か月程度は手元に保管をお願いいたします。その後はすみやかにシュレッダーなど個人情報が見えなくなる状態にしてから廃棄をお願いします。